



# 南木曾町地域公共交通活性化・再生総合事業（計画事業）の概要

## 平成21年度事業実施概要

## 事業実施状況及び今後の展望

### 検討の経緯

#### ■21年6月：第1回協議会

- ・平成20年度運行・利用状況について  
運行・利用状況報告と意見聴取
- ・平成20年度決算報告について承認
- ・平成21年度予算(案)について承認
- ・その他  
一部区間の延長路線(床浪荘)については今年も継続し行うことを確認。  
バス停の更新・表記方法について委員から改善の意見が出された。

#### ■21年10月：第2回協議会

- ・乗合タクシー路線の新規運行について  
地域から要望のある2路線について運行を新規開始を了承。
- ・バス停留所の施設整備について  
利便性の向上のため停留所の整備を進めることを確認した。
- ・連携計画の一部変更について  
上記2点について連携計画の変更を承認。  
(パブリックコメント実施)

#### ■22年2月：第3回協議会(予定)

- ・21年度事業の中間報告
- ・22年度実施する事業計画について

### 事業名：地域バス実証運行事業

実施主体：南木曾町地域公共交通協議会  
・H20年4月実証運行開始  
路線バス(主要路線) 保神線  
馬籠線  
田立線  
乗合タクシー(与川線・北部線・田立線)  
・利用者の実態とニーズの把握

#### 【実施結果・成果等】(評価項目Ⅲ①)

- ・町内5路線全体でおよそ37800人が利用(4~12月)  
主要3路線 保神線 約17800人(前年19000人)馬籠線 約17000人(前年16400人)田立線 約2500人(前年2500人)これらバス路線・乗合タクシーの運行により、公共交通空白地域の解消と町中心部へのアクセス向上を図ることができた。
- ・福祉懇談会への参加、住民懇談会での意見聴取をおこない利用者ニーズの把握を図った。

#### 【評価・問題点の把握】(評価項目Ⅳ1①)

主要3路線の平均利用者数が7.7人/便(前年7.3人)と一定の成果を得ている。収支率は今年度63%(前年56%)と一時的には改善される見込みとなったが、住民路線である保神線においては、39%(前年40%)と依然低い水準にあり、収支率向上の取り組みが課題である。

#### 【事業の見直しの方向性】(評価項目Ⅳ1②)

住民の生活交通確保のために事業を継続して行うが、利用促進啓発や運行形態の見直しなどにより収支率の向上を図る。

### 事業名：乗合タクシー実証運行事業(広瀬線・蘭線)

実施主体：  
南木曾町地域公共交通協議会  
・H22.2月以降運行開始予定

地域によっては、バス停に出ることも困難な集落があり、路線バスの補助交通とし乗合タクシーの路線拡充を図り、集落からバス停までの足の確保をおこなう。

未実施

- ・次年度以降、利用状況や利用者からの意見を把握し運行方法などを検討する。

### 事業名：バス停留所の施設整備

実施主体：  
南木曾町地域公共交通協議会  
・H22.3月予定  
停留所バス停 80基更新予定

・利用者満足度  
ここ数年、利用者から表示方法がわかりにくいとの苦情が多数寄せられている。

未実施

- ・次年度以降、表示方法について見直し・改善を図ることにより、利用者利便の向上を目指すこととする。

# 南木曾町地域公共交通活性化・再生総合事業（計画事業）の概要

## 前年度二次評価結果等に係る事業の概要

### 二次評価における主な指摘事項

法定協議会の開催については、アンケート調査の遅れもあり、1回のみで開催であったことから、来年度の事業実施にあたっては、事業の進捗管理を適切に行い、定期的な開催が望まれる。

・法定協議会は公開で開催しているが、議事内容等についてHPを利用する等公表及び工夫が望まれる。

### 二次評価に係る主な事業実施状況

今年度は、事業の見直しなどがあり既に2回の協議会を開催し、さらに事業の中間報告・来年度の事業計画・予算案について審議いただくよう1回予定し、適切な開催に努めている。

・今年度開催の法定協議会より議事概要を町のHPに公開し、随時更新するように改善を図った。

## 今年度事業のポイント

### 地域住民・利用者の意見を反映させた点

・6～8月にかけて社会福祉協議会が開催した高齢者を対象とした福祉懇談会や住民懇談会において意見聴取し、結果、バス停留所までも出ることが困難な地域のバス停までの移動手段の確保のため、乗合タクシー路線拡充を図ることとなった。また、老朽化し表示・表記も判りにくいと苦情の多かった停留所施設の整備を図り利用者の利便向上を図ることとなった。

### 協議会として特に工夫して取り組んだ点

・福祉懇談会や住民懇談会などで利用方法がわかりにくいと意見の出されたスクールバス・通園バスへの混乗、乗合タクシーの利用方法など、該当地区に対し利用に関するチラシの全戸配布を行うなどして利用促進を図った。

今年度は、「地域の生活交通の確保」、「高齢者や通学者の移動手段の確保」、「観光客にも配慮した公共交通機関の確保」の取り組みを進めるため、法定協議会の場において事業内容、問題点の検証、事業見直しの要否など確認し、事業を本格実施する環境の整備に向けて検討を行った。また、協議会において必要と判断された事項について連携計画・事業計画の一部変更を行い実施にむけ準備をはじめたところである。

昨年度二次評価結果で指摘をいただいた点については、協議会の開催を適切に行い、会議内容のホームページへの公表を行うことで改善を図った。来年度は、当該事業の最終年度となるが上記取り組みのための実証運行・施設整備を行い、継続可能な地域公共交通の存続を目指します。